

水戸市生活支援体制整備事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第5号に規定する生活支援体制整備事業（以下「事業」という。）の実施に関し、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくため、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していくことを目的とする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は水戸市（以下「市」という。）とする。ただし、市は事業の一部を市が適当と認める法人等に委託することができる。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進する生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の配置に関する事項
- (2) 地域の多様な主体間の連携・協働を推進し、コーディネーターの活動を支援・補完する協議体の設置に関する事項
- (3) その他、事業の実施に必要な事項

(コーディネーターの構成)

第5条 コーディネーターは、市全域（以下「第1層」という。）で活動するコーディネーター（以下「第1層コーディネーター」という。）および日常生活圏域（以下「第2層」という。）で活動するコーディネーター（以下「第2層コーディネーター」という。）で構成する。

(コーディネーターの業務)

第6条 第1層コーディネーターは、第2層コーディネーターを統括するとともに、第1層を対象とした地域ニーズや多様な主体による活動状況の情報収集及び可視化、多様な主体間の連携体制づくりに資するネットワーク構築を担う。

2 第2層コーディネーターは、第2層において高齢者の支援ニーズや困りごとなど個人レベルの課題や地域が抱える課題を把握し、解決に向け、多様な主体と連携・協働し、支援やサービス等とのマッチングを行う。

(コーディネーターの義務)

第7条 コーディネーターは、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 第1層コーディネーターと第2層コーディネーターは互いに協力して活動を展開し

ていくとともに、市及び水戸市地域包括支援センターと緊密な連携を図りながら業務を遂行していくこと

- (2) 地域住民や多様な主体ごとの多様な価値判断を尊重しながら地域での共創を推進していくこと
- (3) コーディネート業務の実施に当たっては、高齢者が、単に地域の生活支援・介護予防サービスを享受するだけでなく、自身の関心や選択を踏まえ、自分事として地域の多様な活動に主体的に参加することを促すよう取り組むこと
- (4) 所属する法人等の利益によることなく、公平・中立な立場で活動すること
- (5) 国や都道府県等が実施するコーディネーターの活動に必要な研修を受講し、資質の向上に努めること

(コーディネーターの選任)

第8条 第4条第1号の事業を受託した法人等（以下「受託法人」という。）は、速やかにコーディネーターを選任しなければならない。

- 2 受託法人は、選任したコーディネーターを生活支援コーディネーター選任届出書（様式第1号）により届け出るものとする。
- 3 市は、前項の届出を受理したときは、生活支援コーディネーター証（様式第2号）を交付するものとする。
- 4 生活支援コーディネーター証の有効期間は、委託期間に準ずるものとする。
- 5 受託法人は、コーディネーターを解任した際には、生活支援コーディネーター解任届出書（様式第3号）により届け出るとともに、遅滞なく、後任のコーディネーターを選任しなければならない。

(協議体)

第9条 市は、第4条第2号に掲げる協議体を設置し、地域の多様な主体との対話やネットワークの構築を行い、コーディネーターが行うコーディネート業務を支援するとともに、関係者の間で地域の現状や将来像の共有を図り、地域での共創を推進していく。

(個人情報の保護)

第10条 事業に関与する者は、事業の実施において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。